

市長と語る会を開催していますVOLUME.3

市ではよりよいまちづくりを進めるため、市民のみなさんと市政の問題について話し合う「市長と語る会」を開催しています。

11月以降の語る会の内容について主なものは次のとおりです。

その他、地域独自の問題は、関係各課に連絡して対応しています。



公共施設関連では

Q2. 今後も幼稚園、保育園を市で運営するのは難しいのですか。

A. 財政面と運営面では厳しい状況です。民営化についても検討が必要です。

Q3. 牛津保育園が民営化となってどう変わっ
たか。

A. 人事では、市職員の退職不補充とし、牛津保育園にいた職員を別の園へ異動させるなどの対応を行っています。

次の民営化対象として小城保育園を予定していましたが、今後の国の方針を見極めて決定したいと思っています。



ごみ・エネルギー関連では

Q4. 太陽光発電の補助は？

A. 来年度から予算を計上したいと考えています。

Q5. ごみの焼却について、現在、唐津に持ち

出して焼却をされていますが、小城市内に焼却炉を作る予定はないのですか。年間、相当

の費用がかかっていると聞いています。

A. 以前、小城と多久で120億程度かけて焼却から最終処分までの施設を建設する計画でした。しかし、県が産廃処理場として建設した炉を、一般廃棄物処理で困っている自治体も受け入れるように変更したため、当分の間お願いすることになりました。

今後ですが、市単独での建設は補助対象とならないため、佐賀市の状況を踏まえながら、小城市、多久市を含めた広域での計画を早急に進めていきます。

また、処理費用を抑えるためにも、ごみ減量化に努める必要がありますので、生ごみ処理器の「くうたくん」や小城町北分署南と牛津庁舎横にある資源物回収所などを利用してもらい、もっともつと廃棄物の資源化を進めていきたいと考えています。



財政問題では

Q6. 小城市の財政について少し説明をしてもらいたい。

A. 現在のところ、小城市の財政状況は比較的良好い方です。今後の歳出は、財政面から考えると予算総額を抑えたいのですが、学校改革などの大きな事業があり、難しいのが現状です。一方、歳入は交付税に大きく依存してい



企業誘致の関連では

Q1. 工場団地の工業用水はどうなっている
んでしょうか。現在の給水施設から取った場
合、飲料水に影響はないでしょうか。

A. 工場団地は、友桒飲料さんが4月から操業開始予定をしており、市の上水道と地下水を併用します。上水道は佐賀西部広域水道からの水もあるため、影響はありません。



ます。合併の特例措置が終わる平成27年度以降は交付税が減り始めるため、財政状況は今よりも悪化すると考えています。



病院関連では

Q7. 市民病院の今後について、赤字と聞けが成り立っていくのか。

A. 現在、市民病院は経営的に厳しい状況です。経営形態を変えていくのか検討しなければなりません。一時期、先生が辞められた影響もあります。昨年は、小児科の先生が来られましたが、現在、分娩は休止している状況です。

お産ができて、小児科の充実した病院を目指し、同じような病院で黒字を出している所もあるので、工夫して何とかやっていきたいと考えています。



そのほか

Q8. 空き家対策と小城の商店街について今後の政策は。

A. 空き家の対策は、今のところ実施はしていませんが、まずは貸す状況にあるかなど、空き家の状況を把握する必要があります。そしてUターン者への住宅などの対策としても考えています。また、空き店舗対策は商店街の

平成24年「市長と語る会」日程表

月	実施日	地区
3月	9日(金)	円光寺(小城)
	14日(水)	松葉・西晴気・一本松・君ヶ坂・宿(小城)
	16日(金)	出分(小城)
	20日(火)	黒原(小城)
	22日(木)	米隈(小城)
	25日(日)	小城栄町(小城)
	26日(月)	西新町(小城)
	28日(水)	弥生町(小城)
4月	29日(木)	萩ノ町(小城)
	2日(月)	西戸崎(芦刈)
	3日(火)	高原(小城)
	6日(金)	上町(小城)
	9日(月)	布施ヶ里(小城)
	10日(火)	中町(小城)
	16日(月)	下町(小城)
	18日(水)	蛭子町(小城)
	19日(木)	鯖岡(小城)
	23日(月)	岡町(小城)
25日(水)	正徳町(小城)	
26日(木)	朝日町(小城)	

◆場所 各地区の公民館

◆時間 19時～

※希望があれば、土曜日・日曜日の開催も可能です。お気軽にご相談ください。

Q9. 月2回の住民配布(市報など)を郵送にうつす。

A. 区長配布文書を民間委託(戸別配布)にできないか協議をしてみました。各行政区の事情や、区内でのコミュニケーションを図るためのひとつとなっている状況もあり、区

街路整備と合わせて行っています。中町、本町、駅前空き店舗を活用してオープンしたお店もあります。中心市街地活性化のワークショップの中でも、グループホーム、放課後児童クラブなどに利用できないか検討しています。

Q10. 学校の給食費の滞納について、給食費を滞納している人にまで子ども手当を支給するのは納得できない。滞納問題はどうするのか。

A. これまでも滞納のある世帯は、相談して子ども手当から納めてもらうようにお願いしています。

【問合せ】牛 総務課
担当 高塚・岡
☎ 63-8818

平成24年度日々雇用職員を募集します

◆応募方法

◆(郵送の場合)

封筒の表に「履歴書在中」と朱書きし、左記に送付してください。

〒845-8501

小城市小城町253番地21

小城市役所 商工観光課 宛

(持参の場合)

◆小 商工観光課

※注意事項

- ・履歴書には必ず写真を添付し、昼間連絡がとれる電話番号を記入してください。
- ・履歴書の返却はしません。予めご了承ください。

◆受付期限 3月16日(金)

※郵送の場合は当日消印有効。

◆採用方法

後日、試験を行い採用の可否を決定します。

【業務内容】

◆職種 普通作業員

◆業務内容

観光施設などの清掃および除草(草刈機等使用有) 作業など

◆必要な資格など なし

◆雇用予定期間 4月～12月まで

◆基本的な勤務形態

月～金曜日
8時30分～17時15分

◆主な勤務場所 市内観光施設

◆募集人員(予定) 3人

◆報酬 日額8,350円

※予定のため内容が変更になることがあります。

【問合せ】

◆小 商工観光課
担当 山口・原口

☎73-8813

小城市芦刈地域交流センターがオープンします！

芦刈農村環境改善センターは『小城市芦刈地域交流センター』に名称を変更し、**3月23日(金)、12時**から利用できるようになります。

会議室、和室、市民活動室、多目的ホールの施設予約は、芦刈公民館(☎63-8835)で受け付けを行っています。

交流センターは、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の活動・コミュニティ活動を支える施設として整備を行いました。

施設には、地域内外の方の交流や打合せができる交流ホールやプロジェクター・音響設備が備わった会議室があります。

また、小城市民図書館芦刈分室は、広く、明るくなりました。本を読めるスペースもあり、楽しい時間が過ごせるようになっていきます。ご利用ください。

3月19日(月)から芦刈公民館は地域交流センターへ移転します。



芦刈分室は、木目が特徴の親しみやすい図書室になりました。



テラス南は、芝生広場で、小さいお子さんが楽しく遊べます。

【問合せ】

◆芦 都市整備推進室
担当 田中・南里

☎63-8826

インフルエンザを予防しましょう

市内では、インフルエンザが流行し、学校などで学級閉鎖が発生しています。

日頃から予防を心がけ、「かかったかな」と思ったら、早めに受診しましょう。

◆症状

のどの痛み、咳、鼻水などの風邪症状が見られますが、38度以上の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れ、重症化すると肺炎・脳症を起こすこともあります。

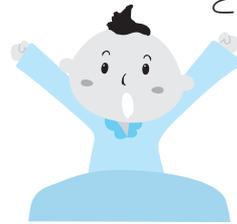
※夜間休日診療が増えています。

重症患者の治療に支障をきたさないためにも、出来るだけ平日の昼間に受診してください。

※学級閉鎖になった場合は、風邪症状がない場合でも、外出を控えて自宅などで過ごしましょう。

◆予防方法

・十分な睡眠と休養をとる。



・手洗い、うがいの徹底。



・咳、くしゃみが出ている人はマスクをつける。



・予防接種を受ける。



【問合せ】健康増進課

担当 南里・橋間

☎73-8822

高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種の費用を助成しています

予防接種を受けることで、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防し、発症しても症状が軽減されます。

※予防ワクチン（予防接種）は、任意の予防接種です。

肺炎球菌とは？

高齢の方が発症する肺炎の原因となる病原体の中で、最も多い原因菌です。インフルエンザに感染した後など、この菌により肺炎にかかることがあります。

◆助成対象者

市内在住の75歳以上で、5年以内に予防ワクチンを接種していない

い予防接種を希望する方。

※効果が持続するため5年に1回の接種になっています。

◆接種が受けられる医療機関

小城市内の指定医療機関

※市外医療機関は助成対象外です。

※指定医療機関は、お問合せいただくか、かかりつけ医にご確認ください。

◆持参する物 健康保険証など住所・年齢が確認できるもの。

【問合せ】健康増進課

担当 南里・橋間

☎73-8822

《接種の手順》



狂犬病予防注射(集合注射)を実施します!

～ 会場では「犬の登録」「死亡届」なども受け付けします ～

市内10か所で狂犬病予防注射(集合注射)を実施します。

◆ 期間 4月3日(火)～15日(日)

【平成24年度 狂犬病予防集合注射 実施日程】

実施日	時間	場所
4月3日(火)	10:00～11:00	三里支館(小城町)
	14:00～15:00	晴田支館(小城町)
4月4日(水)	10:00～11:00	織島浄化センター(三日月町)
	14:00～15:00	牛津庁舎(東側駐車場)
4月6日(金)	10:00～11:00	芦刈庁舎(西側駐車場)
4月8日(日)	9:30～11:00	芦刈庁舎(西側駐車場)
	14:00～15:30	牛津庁舎(北側駐車場)
4月10日(火)	10:00～11:00	JAさが砥川支所
	14:00～15:00	小城公民館(南側駐車場)
4月13日(金)	10:00～11:00	岩松支館(小城町)
	14:00～15:00	三日月体育館
4月15日(日)	9:30～11:00	三日月庁舎(南側駐車場)
	14:00～15:30	小城公民館(南側駐車場)

生後91日以上の犬は、

「生涯1回の登録・
毎年1回の
狂犬病予防注射」

が義務付けられています!



ボクを注射に
連れてってね!

【会場へ持参する物】

犬の登録がお済みの方

- 案内はがき
 - 注射料金 2,500円/頭
 - 注射済票交付手数料 550円/頭
- 計 3,050円/頭

犬の登録がお済みでない方

- 犬の登録料 3,000円/頭
 - 注射料金 2,500円/頭
 - 注射済票交付手数料 550円/頭
- 計 6,050円/頭

平成24年度 春の一斉清掃基準日は4月15日(日)

県下一斉美化活動の一環として実施している春の一斉清掃。今年は4月15日(日)を基準日として実施します。「自分たちのまちは自分たちできれいにしましょう」を合言葉に今年も多数の市民の皆さんの参加をお願いします。



【問合せ】 小 環境課 担当 福元・山口 ☎73-8803

小 小城庁舎 三 三日月庁舎 牛 牛津庁舎 芦 芦刈庁舎

**佐賀県は「肝がん」死亡率が12年連続全国1位！
肝炎ウイルス検査はお済みですか？**

肝がんとは

「肝がん」の原因の9割がB型・C型肝炎ウイルスによる感染です。C型肝炎ウイルスは、4人に1人ががんになると言われています。感染から発症までに約25年～30年かかるため、発症年齢は50歳過ぎに多くなります。

一方で、B型肝炎ウイルス持続感染者（キャリア）のうち、10～15%の方は慢性肝炎になり、突然肝がんへ進展することがあります。B型肝炎ウイルスは感染力が強く、最近では若い世代で性交渉での感染が増加しています。夫婦のいずれかがウイルス陽性の場合、予防ワクチンを打つことで感染を予防できます。

肝炎ウイルス検査を受けましょう

まずは自分が感染していないかどうかを知ることが大切です。市では、5月から始まる総合健診で肝炎ウイルス検査を実施します。

- ◆対象者 20歳以上の方
- ◆検査費用 無料

※市の健診以外にも県内の多くの医療機関でいつでも無料で検査が受けられます。

肝臓専門医がいる医療機関

《小城市》

- ・江口病院（三日月町）
- ・しまうちクリニック（牛津町）

《佐賀市》

- ・佐賀大学医学部附属病院
 - ・国立病院機構佐賀病院
 - ・佐賀社会保険病院
 - ・佐賀県立病院好生館など
- ※右記以外にも県内に専門医療機関があります。

「肝臓相談センター」

ホームページより抜粋

C型肝炎ウイルス陽性の方へ

肝がんを防ぐには、ウイルスを排除する「インターフェロン治療」が有効です。

まずは、専門医に相談し、治療を開始しましょう。また、肝臓の状態を見るため、年に1～2回の血液検査、エコー検査を欠かさず受けましょう。

B型肝炎ウイルス陽性の方へ

肝機能検査（AST・ALT・γ-GTP）が異常なだったり、年齢が若い方でも、突然肝がんを発症することがあります。以前、キャリアと診断された方でも、一度は専門医を受診し、年に1～2回の血液検査と、エコー検査を受けましょう。治療はインターフェロンの他、服用すると効果がある内服薬があります。

肝炎ウイルス治療費助成制度

医療費の負担を軽減するために月に1万円（高額所得者は2万円）の個人負担で治療が受けられる制度です。平成26年度まで助成予定ですので早めに治療を始めましょう。

【問合せ】佐賀中部保健福祉事務所
☎30-11905

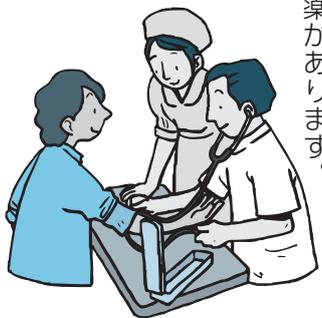
肝臓相談センターの電話相談

佐賀大学医学部附属病院内
☎34-3731
月～金曜日（祝日除く）
13時～16時



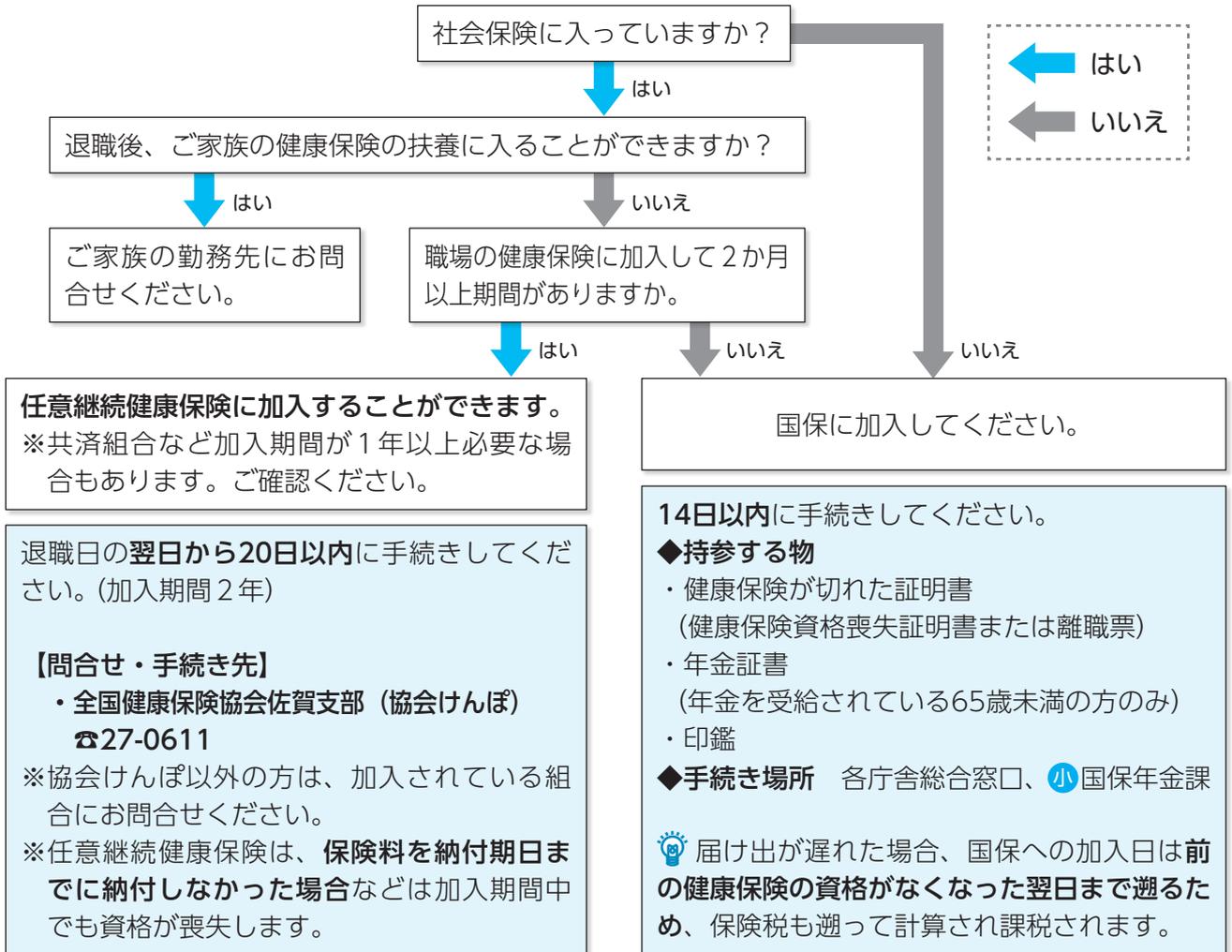
【問合せ】健康増進課

担当 松尾・今泉
☎73-8822



退職後の国保の手続きはお早めに！

<自動的に切り替わりません！ 手続きが必要です。>



試算した後の加入をおススメします！

任意継続の保険料と国保税を試算後、どちらの健康保険へ加入するか検討してください。

- ◆国保税の試算 ⇒ 小 税務課 (☎73-8801) にお問合せください。
- ◆任意継続の保険料 ⇒ 協会けんぽ (☎27-0611) または加入されている組合にお問合せください。

就職などで国民健康保険を脱退する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。
14日以内に手続きしてください。

◆持参する物

- 国保の保険証
- 新しく加入した社会保険証 (全員分)
- 印鑑

学生の方で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保を継続できます。※毎年の届出が必要です

◆持参する物

- 学生証または在学証明書
※4月から入学される方は入学が確認できるもの
- 国保の保険証 (差し替えになります)
- 印鑑

【問合せ】 小 国保年金課 担当 岩本・嘉村 ☎73-8802

高額な外来診療を受けられる皆さまへ

4月1日から、高額な外来診療を受診する際も「限度額認定証」を提示することで、医療機関などでの1か月分の支払いが一定の金額で済むようになります。

そのためには、70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯などの方は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。



《国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方》

◆手続き場所

- ・各庁舎総合窓口
- 小 国保年金課

◆持参する物

- ・印鑑
- ・手続きに来られる方の本人確認書類

※現在、入院診療の分で「限度額認定証」をお持ちの方は、そのまま使えます。

※国保税に未納がある世帯には交付できません。

《社会保険等の保険に加入の方》

ご加入の医療保険者にご相談ください。

【問合せ】●小 国保年金課

担当 古川・於保

☎73-8802

国民年金への切り替え手続きも忘れずに

3月から4月は会社を退職され、社会保険などから国民健康保険に切り替えをされる方が多い時期です。

60歳未満の方は医療保険の切り替えと同時に国民年金への加入（種別変更）手続きが必要です。忘れずに行いましょう。

◆退職の場合

・退職者本人：退職時、60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です。

※退職時、60歳を超えている方は任意加入する場合を除き手続きは不要です。

・退職者本人の保険（厚生年金などの扶養に入っていた配偶者）：国民年金(第二号から第一号)の種別変更手続きが必要です。

※医療保険を任意継続された場合でも、年金の変更手続きは必要です。

◆持参する物

・社会保険などの資格喪失証明書
【退職された職場などで発行】
または雇用保険被保険者離職票

（雇用保険受給資格者証でも可）
【ハローワーク発行】の写し

・印鑑

（本人が自署する場合は不要）

◆保険料の免除申請

国民年金への加入（種別変更）と同時に保険料の免除申請をされる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しの添付が必要です。

◆手続き場所

- ・各庁舎総合窓口
- 小 国保年金課

詳しくはお問合せください。

【問合せ】●小 国保年金課

担当 嘉村・古川

☎73-8802

人権のまど 平成22年度人権意識調査④

問 あなたの人権が侵害され、自分だけで解決できないと判断した場合、あなたは誰に相談し、どのように対処しますか。(複数回答)

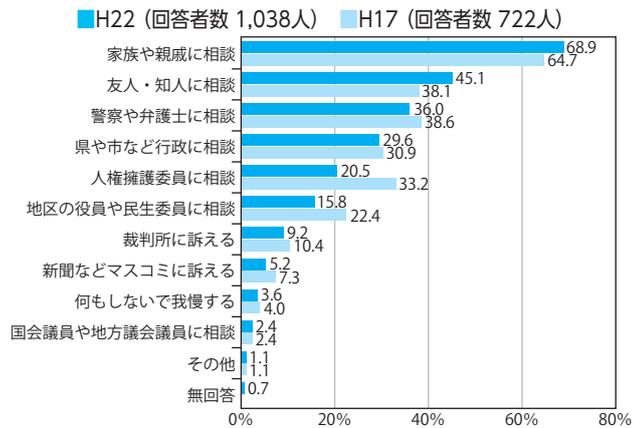
「家族や親戚」「友人・知人」は前回を上回り、「警察や弁護士」「行政」は、前回と同様の結果となりました。

男女差が大きくでたのは「家族や親戚」に相談するで、女性が約76%、男性が約58%でした。

年齢別では、年齢が高くなるにつれて「地区の役員や民生委員」「人権擁護委員」に相談するとの回答が多くなっていました。

その他の意見では、「気軽に相談できるような相談窓口を作ってほしい」などがありました。

しかし、人権侵害を受けたとき、「何もしないで我慢する」との回答が3.6%ありました。相談すること、解決へのアドバイスや情報を得ることが出来る場合があります。困った時にはひとりで抱え込まず、相談しましょう。



広報「さくら」20日号に気軽に相談できる「人権相談」の日程を掲載しています。また、佐賀地方事務局の人権相談ダイヤル(☎0570-003110)でも相談を受け付けています。

【問合せ】小 人権・同和対策室

担当 金丸・早田

☎73-8800

多重債務 ひとりで悩んでいませんか？

返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」が増加し、深刻な社会問題となっています。

ひたすら返済に追われ、一人で悩むだけでは、生活は変わりません。多重債務から抜け出す解決策は必ずあります。まずは、消費生活相談窓口にご相談ください。

《相談の流れ》

①相談者が抱える問題点を伺います。

②相談者と一緒に解決策を探りながら、相談者にあつた債務整理の方法をアドバイスします。
※状況に応じて、弁護士などの法律の専門家に相談できます。

◆多重債務に陥らないために気をつけよう！

■安易に借入れをしない！

■無計画にクレジットカードで買い物を重ねない！

■借金してまでギャンブルにのめり込まない！

■友人や知人に頼まれても、名義を貸したり、連帯保証人にならない！

■取り立てに追われ、その場しのぎで別の借入れをしない！

◆多重債務や契約トラブルで困った時は消費生活相談員にすぐ相談

◆相談日時 月・水・金曜日

10時～16時

◆相談専用電話

☎72-5667

【問合せ】小 市民課

担当 金丸・野口

☎72-8800